

# クラサス武道スポーツセンター施設使用料金表20260401

- 1、公益財団法人大分県スポーツ協会及びその加盟団体
  - 2、地方公共団体
  - 3、教育関係団体
  - 4、福祉関係法の適用を受ける団体
- 以上、4団体対応 ※別紙参照のこと

入場料(前売券面額をいい、前売券のない場合は、行事の当日に入場者から領収する金額)又は会費を徴収して使用する場合は、  
 催物1回につき一般一人当たりの税込入場料又は会費の額の最高額を100倍(観客をフロアに収容するときは、150倍)した額を加算する。  
 (幼児、児童、生徒が専ら利用する場合は、50倍(75倍))(障がい者が専ら利用する場合は、50倍(75倍))  
 (その他に使用する場合は、4団体対象者が主催して使用するときは、50倍(75倍))

料金改定20260401

区		分		単位	使用料(単位:円)	備考	
全館貸切 (多目的競技場・武道場全て)	専用使用	スポーツに使用する場合	一般	8時間	93,700	3,700up	
				12時間	138,000	4,000up	
			生徒・児童・幼児	8時間	46,850	1,850up	
				12時間	69,000	2,000up	
			知事が別に定める障がい者	8時間	46,850	1,850up	
				12時間	69,000	2,000up	
		その他に使用する場合(平日)	一般	8時間	180,000	3,000up	
				12時間	268,000	5,000up	
			生徒・児童・幼児	8時間	90,000	1,500up	
				12時間	134,000	2,500up	
			知事が別に定める障がい者	8時間	90,000	1,500up	
				12時間	134,000	2,500up	
	その他に使用する場合(土日祝)	一般	8時間	216,000	3,600up		
			12時間	321,600	6,000up		
		生徒・児童・幼児	8時間	108,000	1,800up		
			12時間	160,800	3,000up		
		知事が別に定める障がい者	8時間	108,000	1,800up		
			12時間	160,800	3,000up		
	大分県立武道スポーツセンター	全面使用	スポーツに使用する場合	一般	1時間	3,700	
				生徒・児童・幼児	1時間	1,850	
				知事が別に定める障がい者	1時間	1,850	
			その他に使用する場合(平日)	一般	1時間	11,100	
				生徒・児童・幼児	1時間	5,550	
				知事が別に定める障がい者	1時間	5,550	
その他に使用する場合(土日祝)			一般	1時間	13,320		
			生徒・児童・幼児	1時間	6,660		
			知事が別に定める障がい者	1時間	6,660		
部分使用			二分の一使用	一般	1時間	1,850	
				生徒・児童・幼児	1時間	920	
				知事が別に定める障がい者	1時間	920	
		四分の一使用	一般	1時間	950		
			生徒・児童・幼児	1時間	470		
			知事が別に定める障がい者	1時間	470		
照明設備			全部点灯	1時間	1,350	200up	
			2分の1点灯	1時間	700	100up	
			4分の1点灯	1時間	350	50up	
冷房設備		競技フロア	全部使用	1時間	8,400	600up	
			2分の1使用	1時間	4,200	300up	
			4分の1使用	1時間	2,100	150up	
		観客フロア	全部使用	1時間	6,400	600up	
			2分の1使用	1時間	3,200	300up	
暖房設備	競技フロア	全部使用	1時間	9,000	600up		
		2分の1使用	1時間	4,500	300up		
		4分の1使用	1時間	2,250	150up		
	観客フロア	全部使用	1時間	5,250	400up		
		2分の1使用	1時間	2,650	200up		
放送設備		1式1回	2,400	400up			
電源装置		1kw1時間	20				
長机		1脚1回	60				
折りたたみ椅子		1脚1回	30				
貴賓室使用料		1時間	1,400				
放送室使用料		1時間	420	70up			
会議室使用料	会議室1(100㎡)	1時間	460	40up			
	会議室2(40㎡)	1時間	150	20up			
	会議室3(40㎡)	1時間	150	20up			
選手用更衣室使用料	選手用更衣室1	1日	1,850	50up			
	選手用更衣室2	1日	1,850	50up			

		区	分	単位	使用料(単位:円)	備考	
大分県立武道スポーツセンター	武道場一、二、三	道場一・二・三のうち一・道場の全面	スポーツに使用する場合	一般	1時間	890	
				生徒・児童・幼児	1時間	440	
				知事が別に定める障がい者	1時間	440	
			その他に使用する場合(平日)	一般	1時間	2,650	
				生徒・児童・幼児	1時間	1,320	
				知事が別に定める障がい者	1時間	1,320	
			その他に使用する場合(土日祝)	4団体対象者	1時間	1,320	
				一般	1時間	3,180	
				生徒・児童・幼児	1時間	1,580	
		道場一・二・三のうち一・道場の二分の一	知事が別に定める障がい者	1時間	1,580		
			一般	1時間	450		
			生徒・児童・幼児	1時間	220		
		照明設備	道場1, 2, 3のうち1道場分の天井照明	知事が別に定める障がい者	1時間	220	
				全部点灯	1時間	160	30up
			道場1, 2, 3のうち1道場分の投光器	2分の1点灯	1時間	80	10up
	全部点灯			1時間	40	10up	
	冷房設備	道場1, 2, 3のうち1道場分	2分の1点灯	1時間	20		
			全部点灯	1時間	1,550	100up	
	暖房設備	道場1, 2, 3のうち1道場分		1時間	1,050	100up	
	師範室使用料	道場1, 2, 3のうち1道場分	師範室1(道場1)	1時間	150	20up	
			師範室2(道場2)	1時間	150	20up	
			師範室3(道場3)	1時間	150	20up	
	個人利用	道場一・二・三のうち一・道場	照明設備を使用する場合	一般	1人2時間	230	
			照明設備を使用しない場合	一般	1人2時間	110	
照明設備を使用する場合			4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生	1人2時間	110		
照明設備を使用しない場合			4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生	1人2時間	50		
障がい者					徴収しない		
個人利用	トレーニングルーム	一般	一般	1人1回2時間	370	10up	
			回数券	3,700	11枚綴り100up		
			中学生・高校生	1人1回2時間	180		
		回数券	1,850	11枚綴り50up			
		障がい者		徴収しない			
		卓球	照明設備を使用する場合	一般	1台1時間	220	10up
	照明設備を使用しない場合		一般	1台1時間	170		
	照明設備を使用する場合		4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生	1台1時間	110	10up	
	照明設備を使用しない場合		4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生	1台1時間	80		
	バドミントン	照明設備を使用する場合	障がい者		徴収しない		
			一般	1面1時間	420	10up	
		照明設備を使用しない場合	一般	1面1時間	340		
4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生			1面1時間	210	10up		
	照明設備を使用しない場合	4歳以上幼児・小学生・中学生・高校生	1面1時間	170			
	障がい者			徴収しない			